

V 災害支援ナースについて

1 災害支援ナースとは

看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、都道府県看護協会に登録されている。災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

2 災害支援ナースの条件

1) 必須条件

- (1) 看護協会会員であること
- (2) 実務経験年数が5年以上であること
- (3) 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- (4) 災害看護研修(基礎編)を受講していること

2) 望ましい条件

- (1) 当協会が開催する災害看護研修(実務編)を受講していること
- (2) 定期的に(年1回程度)日本看護協会で開催する災害看護研修若しくは合同防災訓練に参加すること
- (3) 賠償責任保険制度に加入していること
- (4) 所属施設があること
- (5) 帰還後に当協会が主催する報告会・交流会等へ参加すること
- (6) 更新登録をする者は、災害看護研修(実務編)等の研修を受講すること

3) 登録の取り消し

- (1) 災害支援ナースとして登録している都道府県看護協会の会員資格を喪失した時
- (2) 行政処分により看護職の免許が取り消された時
- (3) その他当協会が、登録を取り消す必要があると特に認めた時

3 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、発災後3日以降から1ヶ月間を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。但し、県内発災時はその限りではない。

4 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設、避難所(福祉避難所を含む)を優先する。